

期限内に正しく

所得税・住民税の申告は

確定申告

2月16日(月)から
3月16日(月)まで

所得税の課税対象は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得で、その年中の所得について確定した金額を計算し、その所得金額に対する税額を算出して、翌年に確定申告をすることになります。

確定申告は、その確定所得金額について計算した税金の額を、源泉徴収された税金または予定納税で納めた税金の総額と比べて精算するためのものですので、期限内に正しく申告してください。



確定申告が必要な方

自営業、農業などの事業による収入がある方(建築労務、日雇い労務に従事された方も含む)
土地、建物などの貸し付けによる不動産所得がある方
土地、建物などの譲渡による所得がある方
生命保険の一時金および損害保険などの満期返戻金の所得がある方
年金受給者で年金収入から税金を納めている方

サラリーマン(給与所得者)で、確定申告が必要な方

給与収入が2000万円を超え、収入が2か所以上から給与を受けている方
給与以外の他の所得が20万円を超える方
平成20年中に退職し、年末調整を受けなかった方

所得税の確定申告をされた方は、同時に住民税申告を行ったこととなります。

住民税申告が必要な方

所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超えない場合(所得税がかからない方)は、確定申告は不要ですが、次の事項に該当する場合は、住民税申告を行う必要があります。
収入、所得のない方でも、市の国民健康保険に加入されている方(国民健康保険税が軽減されることがあります)
公的年金に係る所得のみの方で、次の年金支払額に該当する場合は(住民税額に影響する場合があります)
(1) 65歳未満の方(昭和19年1月2日以降生まれの方)で支払額が70万円を超えて108万円未満の場合
(2) 65歳以上の方(昭和19年1月1日以前生まれの方)で支払額が120万円を超えて158万円未満の場合

申告に必要なもの

申告者の印鑑(認印)
給与所得者および年金受給者は、源泉徴収票(原本)
営業、農業所得等の事業所得または不動産所得の場合、年間の収支内訳書
諸控除(国民年金生命保険地震保険など)の証明書
住宅借入金等特別控除を受ける場合
住民票
2011年度の家屋の登記事項証明書
(3) 取得価格のわかる契約書の写し
(4) 借入金年末残高証明書等
還付申告の場合は、本人名義の振込先の預貯金通帳

自書申告にご協力を

医療費控除の申告の場合は、事前に領収書を氏名ごとに整理し、支払額の合計までの算出をお願いします。
営業、農業所得その他収支

都合の良い日に、都合の良い会場で

市民のみなさまの利便性を考慮し、昨年と同様に社福祉センター、滝野文化会館および東条庁舎の3か所に申告相談会場を設けます。滝野文化会館会場と東条庁舎会場については、期間を限定していますので、左の日程表で確認のうえ申告にお越しください。

申告の受付については、この会場であつてもすべての市民の方の申告相談を受け付けます。都合の良い日、都合の良い会場で申告を行ってください。

今回の申告から適用される主な改正点

所得税関係
省エネ改修工事を含む一定の増改築を行った場合、その工事費用に充てるために借り入れた住宅借入金などの年末残高の一定割合を所得税額から控除することができます。

個人住民税関係

寄附金控除が拡充され、寄附金額から5000円を差し引いた残額の10%が、住民税所得割から税額控除されます。さらに、地方公共団体への寄附金については、

寄附金額から5000円を差し引いた残額に一定の割合(最高90%)で住民税所得割の10%を限度として加算され税額控除する特例控除(ふるさと納税制度)が加わりました。また寄附金控除対象額が総所得金額等の25%から30%に引き上げられます。
税源移譲による住宅ローン控除の調整(減税)措置は、平成28年度まで継続されます。
平成21年10月から、公的年金支給時に、公的年金所得に対して課税される住民税を天引きする制度(特別徴

収)が導入されます。この制度の対象者は、平成21年4月1日に年齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方となり、公的年金などの所得についての住民税額のみが特別徴収の対象となります。
給与所得など公的年金以外の所得分は、年金特別徴収の対象外となります。
この特別徴収制度については、広報かとう3月号で詳しくお知らせします。

介護保険の認定と障害者控除の適用

身体障害者および療育手帳の交付を受けていない方でも介護保険法に規定する要介護認定を受けている65歳以上の方は、市(介護保険課)において障害者に準ずる認定を受けた場合に、所得税法上の障害者控除対象となります。
詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

「障害者」に準じる方
要介護1〜3で重度の認知症がある方
「特別障害者」に準じる方
要介護4〜5で継続的に寝たきり状態にある方、または重度の認知症がある方

問い合わせ
保健介護部介護保険課
(ラポートヤしろ)
☎43・0440

申告会場・日程表

会場	受付時間
社福祉センター(2階)レクリエーション室	9:00~16:00
東条庁舎(2階)204会議室 2月17日~2月23日(土日除く)	9:30~16:00
滝野文化会館(2階)研修室 2月26日~3月4日(土日除く)	9:30~16:00

正午から13:00までは申告書整理事務のため受付は中断しますので、ご協力をお願いします。

3月1日(日)は、社福祉センター会場に限り申告相談を行います。(受付時間は9:00から15:00までとなりますのでご注意ください)

申告期間中の火曜日に開設している会場では、17:30から19:00までの夜間についても申告相談を行います。火曜日の夜間と日曜日については、税務署は業務を行いませんので、ご了承ください。

日程

月日	会場	社福祉センター	東条庁舎	滝野文化会館
2月	16日(月)	市内全域	-	-
	17日(火)	"	市内全域	-
	18日(水)	"	"	-
	19日(木)	"	"	-
	20日(金)	"	"	-
	23日(月)	"	"	-
	24日(火)	"	-	-
3月	25日(水)	"	-	-
	26日(木)	"	-	市内全域
	27日(金)	"	-	"
	1日(日)	"	-	-
	2日(月)	"	-	市内全域
	3日(火)	"	-	"
	4日(水)	"	-	"
	5日(木)	"	-	-
	6日(金)	"	-	-
	9日(月)	"	-	-
	10日(火)	"	-	-
	11日(水)	"	-	-
	12日(木)	"	-	-
	13日(金)	"	-	-
	16日(月)	"	-	-

税務署が主管する無料申告相談

日時・場所
2月19日(木) 9:30~16:00
加東市商工会館本所
2月24日(火) 9:30~16:00
社納税協会
指導は税理士が行いますので、営業・農業所得などの収支計算に関する申告相談など、お気軽にご利用ください。
問い合わせ 社税務署 ☎42-0223



e-Taxで確定申告を!

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して確定申告を行うと最高5,000円の税額控除を受けることができ(昨年適用を受けた方は対象外)、源泉徴収票などの提出を省略することができます。また、必要項目を入力することにより確定申告書が作成でき、申告書を印刷してそのまま郵送などにより提出できるコーナーもありますので、ご利用ください。

医療費控除の計算

(A)・・・平成20年中に支払った医療費
- 保険等で補てんされる金額
= 負担した医療費
(B)・・・10万円または所得金額の合計額の5%のいずれか少ない額

$$\text{医療費控除額} = (A) - (B) \quad (\text{最高200万円})$$

所得税、住民税のかからない方は、この控除を申告しても税金は戻りません。